

## 第2章 計画の基本的事項

### 第1節 計画の目的

本計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、本市が実施している事務・事業において排出される温室効果ガスの排出量を削減することを目的に、「袋井市役所 STOP 温暖化アクションプラン（第5期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第5期実行計画」という。）を策定し、取組を推進していきます。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第2項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、袋井市環境基本計画に基づく地球温暖化対策の袋井市役所の率直的な行動を示すものです。

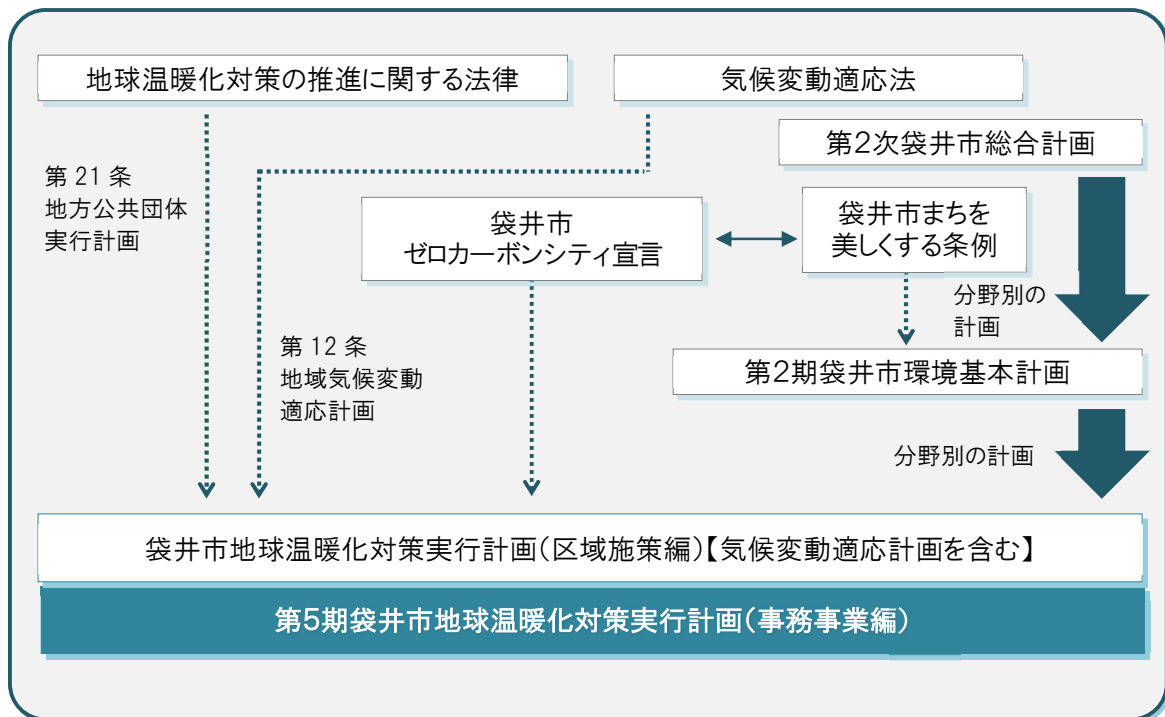


図3 第5期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置づけ

### 第3節 これまでの取組経緯

本市では、平成18年度（2006年度）に袋井市まちを美しくする条例を制定し、地域の環境保全と創造の推進を図ってきました。

平成18年度（2006年度）から、袋井市役所が取り組むべき袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減及び省エネ・省資源等の取組を推進してきました。

これまでの経緯を、表4に示しました。

表4 袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定の経緯

時 期	取組内容
平成18年3月 (2006年)	第1期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
平成18年6月 (2006年)	袋井市まちを美しくする条例
平成21年3月 (2009年)	第1期袋井市環境基本計画策定
平成21年3月 (2009年)	袋井市バイオマスタウン構想策定
平成23年3月 (2011年)	第2期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
平成28年3月 (2016年)	第3期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
平成31年3月 (2019年)	第2期袋井市環境基本計画策定
平成31年3月 (2019年)	第4期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
令和4年2月 (2022年)	<b>ゼロカーボンシティ宣言</b>
令和6年3月 (2024年)	袋井市地球温暖化対策実行計画（区域施策編編）策定
	第5期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定

## 第4節 計画の期間

本計画では、令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）の7年間を計画期間とし、基準年度は、国の地球温暖化対策計画と同様、平成25年度（2013年度）とします。

## 第5節 計画の範囲

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、指定管理者制度導入など外部委託により管理される施設も含め、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた本市の全ての事務・事業を対象とします。

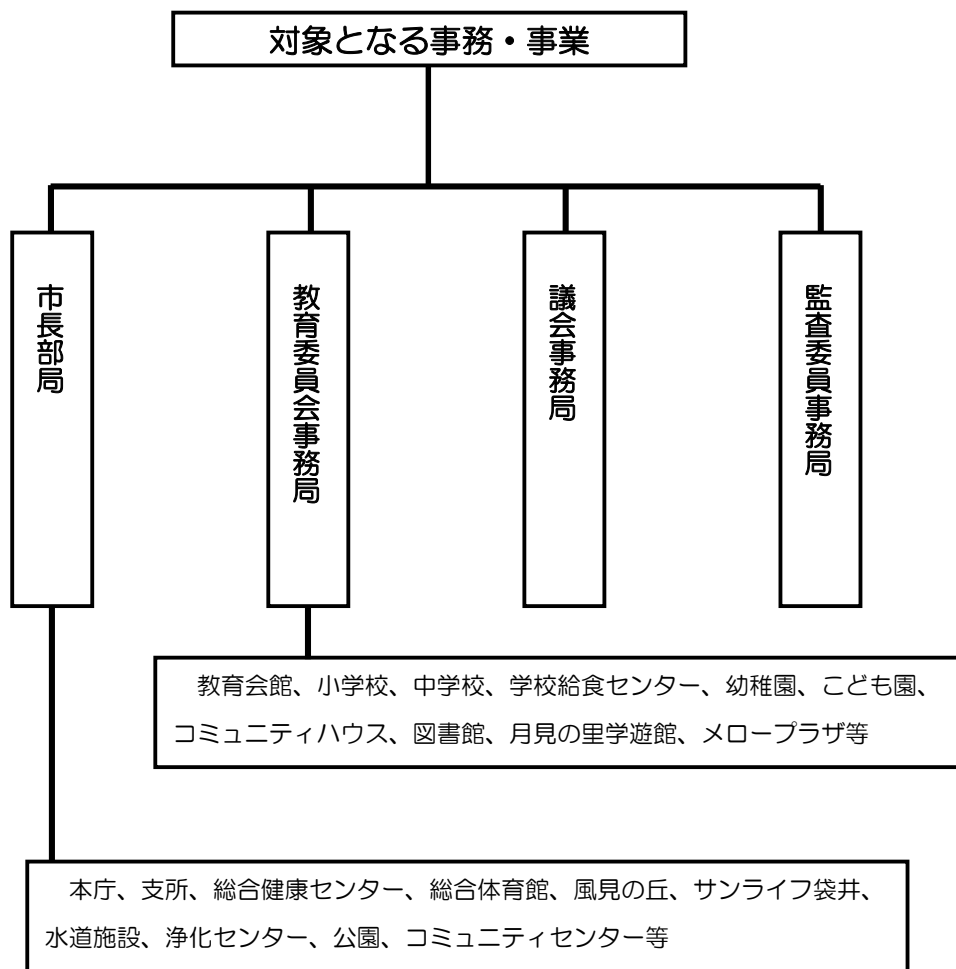


図4 計画の範囲

## 第6節 計画の対象

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項において、表5の7種類を温室効果ガスとして掲げておりますが、第5期実行計画では、排出量が極めて少なく算定が容易ではないガス種を除き、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類を対象とします。

表5 計画の対象とする温室効果ガス（法第2条第3項 定義より）

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン(CH <sub>4</sub> )	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )と比べると重量あたり約140~11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロ カーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )と比べると重量あたり約6,500~9,200倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。	

## 第7節 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実務マニュアル（算定手法編）」（令和4年3月 環境省大臣官房環境計画課）に基づき、温室効果ガスごとに二酸化炭素換算し算出します。